

第1号様式

高知県立大学（共催・後援）申請書

年 月 日

高知県立大学長 様

団体所在地

団 体 名

代 表 者

印

高知県立大学共催及び後援事業承認事務取扱要領第4条の規定に該当する事業を下記の内容で実施しますので、同要領第5条に基づき（共催・後援）を申請します。

名 称 (事業名)	
日 時	承認の日から 年 月 日まで 実施年月日 年 月 日～ 年 月 日 時 分 時 分
会場（場所）	
趣 旨 目 的	
主催団体名	
後援団体名	
入 場 料	
参加見込者数	
連絡責任者	住所 氏名 TEL
備 考	

※ 申請書の記載については、裏面をよくお読みください。

第1号様式裏面

申請時の注意点

- 1 申請書は名義使用開始の14日前までに提出してください。
(名義使用開始とは、名義を使用した文書やポスターを印刷するなどの作業に取りかかる時点を言います。)
- 2 申請書中の各欄はできる限り詳細に記入してください。欄中に収まらない場合は、別紙としていただいても結構です。
- 3 申請書に次の書類を添付して提出してください。
 - (1) イベントの具体的な内容がわかる資料(開催要項、企画書、チラシ等)
 - (2) 団体の活動についてわかる資料(団体の規約、役員名簿、今までの活動内容概略等)(初回申請の場合)
 - (3) 収支予算書(入場料を取る場合)
- 4 事業を実施する際及びその前後において、特定の団体の利益を目的とした活動(宣伝、勧誘等)が行なわれることが認められる場合は、共催又は後援の承認を行うことはできません。承認した事業であっても、その承認を取り消すことがありますので注意してください。
- 5 共催の申請書を提出する場合は、申請書備考欄に、高知県立大学に求める役割や責任の範囲を記入してください。

参考

高知県立大学共催及び後援事業承認事務取扱要領（抜粋）

第4条 共催の承認基準は別表1に、後援の承認基準は別表2に掲げるとおりとする。

別表1（第4条関係）

共催事業の承認基準

主催者についての承認基準	<ol style="list-style-type: none">1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体2 新聞社、放送局等の報道機関3 健康、福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で本学の取組みの円滑な推進に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体（宗教団体又は政治団体を除く。）
事業内容についての承認基準	<ol style="list-style-type: none">1 本学の運営方針及び公序良俗に反しないものであること。2 事業の目的が、本学の取組みの推進に寄与するもので、公益性があるものであること。3 行事等の実施に当たって、安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられており、かつ、開催場所がその行事を行うに当たり不適切でないこと。4 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと。5 特定の団体又は個人の利益を目的とするものでないこと。6 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと。7 本学が負担する責任の範囲が明確になっているものであること。

別表2（第4条関係）

後援事業の承認基準

主催者についての承認基準	<ol style="list-style-type: none">1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体2 新聞社、放送局等の報道機関3 健康、福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で本学の取組みの円滑な推進に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体（宗教団体又は政治団体を除く。）
事業内容についての承認基準	<ol style="list-style-type: none">1 公序良俗に反しないものであること。2 事業の目的が、本学の取組みの推進に寄与するもので、公益性があるものであること。3 行事等の実施に当たって、安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられており、かつ、開催場所がその行事を行うに当たり不適切でないこと。4 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと。5 特定の団体又は個人の利益を目的とするものでないこと。6 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと。